

国際総合水泳場管理規則等を廃止する規則

次の各号に掲げる規則は、廃止する。

- 一 国際総合水泳場管理規則（平成八年千葉県教育委員会規則第二号）
- 二 千葉県総合スポーツセンター管理規則（平成十一年千葉県教育委員会規則第十六号）
- 三 千葉県総合スポーツセンター射撃場管理規則（平成十七年千葉県教育委員会規則第二十四号）
- 四 千葉県総合スポーツセンター東総運動場管理規則（平成十七年千葉県教育委員会規則第二十五号）

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。